

相続税の修正申告書 (続)

第1表 (続) (平成24年4月分以降用)

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人			財産を取得した人			
氏名		氏名			氏名			
生年月日		生年月日 (年齢 歳)			生年月日 (年齢 歳)			
住所 (電話番号)		住所 (- -)			住所 (- -)			
被相続人の職業								
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※整理番号		□□□□□□□□			□□□□□□□□			
区分		① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)	
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①	円	円	円	円	円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②						
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③						
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④						
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤						
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦						
	相続税の総額	⑧						
	一般の場合	あん分割合 (各人の⑥) (A)	⑧					
		算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円	円	円
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	算出税額 (第3表⑬)	⑩					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑪	円	円	円	円	円		
各人の納付・還付税額の計算	税額控除	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑬)	⑫					
		配偶者の税額軽減額 (第5表⑮又は⑯)	⑬					
		未成年者控除額 (第6表1⑱、⑲又は⑳)	⑭					
		障害者控除額 (第6表2⑱、⑲又は㉑)	⑮					
		相次相続控除額 (第7表⑳又は㉒)	⑯					
		外国税額控除額 (第8表1⑳)	⑰					
		計	⑱					
	差引税額 (⑨+⑱-⑳)又は(⑱+⑲-⑳) (赤字のときは0)	⑲						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表㉓)	⑳	00	00	00	00	00	
	小計 (⑲-⑳) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉑						
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒	00	00	00	00	00		
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉓	00	00	00	00	00		
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉔	00	00	00	00	00		
申告納税額 (㉑-㉒-㉓-㉔)	㉕	00	00	00	00	00		
申告期限までに納付すべき税額還付される税額	㉖	△	△		△	△		

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑨) があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄	年分	名簿番号	検算印
---------	----	------	-----

〇この申告書は黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要はありません。